

を自動車入院させたような場合の移送費。

③ 病状により看護人が必要なとき。

ただし、基準看護を実施している病院へ入院した場合は認められません。

④ 輸血したときの血液代、コルセットなどの補装具が必要なとき。

⑤ 保険医が認めたハリ・キュウの施術費。

■ 助産費

子どもが生まれたとき、世帯主の申請により8万円を支給します。

■ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人の申請により2万円を支給します。

## 高額医療費を支給

同じ人が、同じ病医院で治療を受け、同じ月に支払った医療費（自己負担分）が、3万9,000円を超えた

場合、高額療養費として、その超えた分について、国保で支給します。

■ 支給の基準

◎月の1日から末日まで、暦月ごとに1ヵ月として計算します。

◎病医院、診療所ごとに計算します。2つ以上の病医院に同時にかかっても、合計はしません。

◎入院・通院・歯科診療の費用は、それぞれ個別に計算します。

◎総合病院の各診療科は、別の病院や診療所として扱います。ただし、入院患者が他の科の診療を受けたときは合算します。

◎ひとつの病院や診療所でも、入院と通院は別に扱い合算しません。

■ 申請

支給が該当する世帯には、診療月から2～3ヵ月後に通知します。

通知を受けたら、市役所保険年金課で、申請手続きをしてください。



## 国保税を納めることは

### あなたの義務です

国民健康保険税の納期は、7月・8月・10月・11月・1月・2月です。

納期が遅れると延滞金がついたり滞納処分を受けます。

滞納が続くと、富士市の国民健康保険の他の加入者に余分な負担を負わせることになったり、納付率が低いと国の補助金が減らされるなど、みなさんに迷惑をかけます。

国保税は必ず納期内に納めてください。

現在、市民のみなさんが使う国保の医療費は、国保税だけでは足りず国や市の補助を加えて、やっと支払われている状態です。

国保税を納めることは、あなたの最も大切な義務です。



近代的な砂防事業がはじまって、ことしがちょうど100年。

上流の山地や下流に住む人達の生命や財産を災害から守る砂防事業はわたたくし達の身近でも行われています。

## 大沢崩れを防ぐ砂防事業

大沢崩れは、富士山の西斜面にあり、標高2,200m付近から頂上までの長さ2.1km、幅500m、深さ150mにも及ぶ大規模なもので、崩れ落ちる土砂の量は年間20万立方メートルともいわれています。この大量の土砂が大沢川を経て潤井川の中下流部で色々な被害を与え更に田子浦港に堆積され、港の機能に悪影響を与えてきました。

美しい富士山の姿を残すための対策として、建設省が昭和44年本格的な砂防事業に取組み、すでに156億円の巨費を投じて、いまま工事が進められています。

富士砂防工事事務所は、砂防事業100年にちなみ、近く、市内小中学校へポスターを配布し、市役所や市民会館でパネル展を計画しています。